

社会福祉法人しあわせあつくん役員等の報酬、諸手当及び費用弁償に関する規定

(目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人しあわせあつくんの顧問、理事、評議員及び監事の報酬及び諸手当の支給並びに費用弁償について、必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬等の額)

第2条 報酬及び諸手当の額は予算の範囲内において理事長が定めるものとする。理事会・評議員関係のための各理事・各評議員への交通費は名古屋市内¥3,000、名古屋市外¥5,000 と定める。

(費用弁償)

第3条 費用弁償は、社会福祉法人しあわせあつくん旅費規程の定めにより支給するものとする。

(支給方法)

第4条 支給方法は、当日支払いとする。ただし、都合により期末時にすることができる。

附則

この規定は、平成 13 年 12 月 13 日より施行する。

附則

この規定は、平成 16 年 2 月 20 日より施行する。

附則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日より施行する。